

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和6年1月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

みやぎ生活協同組合 蛇田店

石巻市恵み野一丁目4-3、4-4、4-5、4-6、4-7、4-8、4-11、
4-12、4-13、4-14、4-15、4-16、4-17、4-18、3-3、
3-4、3-5、3-6、3-11

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

みやぎ生活協同組合 代表理事 尾川 輝敏

仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2

みずほ丸紅リース株式会社 代表取締役 矢部 延弘

東京都千代田区四番町6番地

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
小売業者一覧（変更前）のとおり	小売業者一覧（変更後）のとおり

4 変更の年月日

小売業者一覧のとおり

5 届出年月日

令和5年12月12日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

7 縦覧期間

令和6年1月19日から令和6年5月20日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
(平成19年2月1日経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。

小売業者一覧(変更前)

No.	氏名(名称)	法人の場合 代表者氏名	住所	備考
1	みやぎ生活協同組合	代表理事 尾川輝敏	仙台市泉区八乙女四丁目 2番地の2	
2	株式会社藤崎	代表取締役 藤崎三郎助	仙台市青葉区一番町三丁目 2番17号	
3	株式会社スクラムファイブ	代表取締役 伊在井幸雄	仙台市泉区八乙女四丁目 2番地の2	

小売業者一覧(変更後)

No.	氏名(名称)	法人の場合 代表者氏名	住所	備考
1	みやぎ生活協同組合	代表理事 尾川輝敏	仙台市泉区八乙女四丁目 2番地の2	
2	株式会社藤崎	代表取締役 藤崎三郎助	仙台市青葉区一番町三丁目 2番17号	
3	株式会社スクラムファイブ	代表取締役 小野勝一郎	仙台市泉区八乙女四丁目 2番地の2	代表者の氏名変更 (令和5年5月24日)